

平成 2 7 年 3 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

印刷物番号

26-73

も く じ

・ 議案第 19 号	大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例 (略)	
	(付則改正)	
	・ 大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例 -----	2
・ 議案第 20 号	大東市附属機関条例 -----	4
・ 議案第 21 号	大東市基金条例 -----	8
・ 議案第 22 号	大東市手数料条例 -----	10
・ 議案第 23 号	大東市行政手続条例 -----	16
	(付則改正)	
	・ 大東市市税条例 -----	24
	・ 大東市国民健康保険税条例 -----	24
・ 議案第 24 号	大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例 -----	26
	大東市教育長の給与等に関する条例 -----	28
	(付則改正)	
	・ 職務に専念する義務の特例に関する条例 -----	30
・ 議案第 25 号	大東市立北条コミュニティセンター条例 (略)	
	(付則改正)	
	・ 大東市立総合文化センター条例 -----	32
	・ 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例 -----	34
	・ 大東市立図書館条例 -----	36
・ 議案第 26 号	大東市子ども・子育て会議条例 -----	40
・ 議案第 27 号	大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用 者負担に関する条例 (略)	
	(付則改正)	
	・ 大東市立幼稚園条例 -----	42
・ 議案第 28 号	大東市立子ども発達支援センター条例 -----	46
	大東市立幼児発達支援教室条例 -----	48

・議案第29号	大東市介護保険条例	-----	50
・議案第32号	大東市国民健康保険税条例	-----	58

議案第19号

大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

新

第1条 (略)

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者(大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(平成27年条例第 号)第2条第3項第2号に掲げる消防団員を除く。)に、その者の勤務年数および階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

第3条 ～ 第9条 (略)

主要改正点

- ・大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の制定に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

第1条 (略)

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数および階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

第3条 ～ 第9条 (略)

大東市附属機関条例 新旧対照表

新			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
	大東市産業振興市民会議	本市の産業の発展を目指した方策についての調査審議に関する事務	15人以内
	<u>大東市いじめ問題再調査委員会</u>	<u>いじめに係る重大事態に関する教育委員会等の調査の結果についての調査に関する事務</u>	<u>5人以内</u>
	大東市障害福祉計画作成市民会議	大東市障害福祉計画についての調査審議に関する事務	15人以内
	<u>大東市児童福祉施設等設置審議会</u>	<u>児童福祉施設等の設置に関する事項についての審議および地域型保育事業の認可等についての審査に関する事務</u>	<u>6人以内</u>

主要改正点

- ・市長の附属機関に大東市いじめ問題再調査委員会、大東市児童福祉施設等設置審議会、大東市緑の基本計画策定市民会議および大東市地域公共交通会議を加えたこと。
- ・教育委員会の附属機関に大東市いじめ問題対策委員会を加えたこと。
- ・市長の附属機関の大東市次世代育成支援対策行動計画推進会議を廃止したこと。

旧			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
	大東市産業振興市民会議	本市の産業の発展を目指した方策についての調査審議に関する事務	15人以内
	大東市障害福祉計画作成市民会議	大東市障害福祉計画についての調査審議に関する事務	15人以内

新

	<u>大東市緑の基本計画策定市民会議</u>	<u>大東市緑の基本計画についての調査審議に関する事務</u>	<u>15人以内</u>
	<u>大東市地域公共交通会議</u>	<u>地域の実情に応じた一般乗合旅客自動車運送の様態、運賃等についての調査審議に関する事務</u>	<u>40人以内</u>
教育委員会	大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会	本市が設置する小学校および中学校（以下「小・中学校」という。）で使用する教科用図書の選定についての審議に関する事務	6人以内
	<u>大東市いじめ問題対策委員会</u>	<u>小・中学校におけるいじめ問題についての調査審議に関する事務</u>	<u>10人以内</u>

旧

	<u>大東市次世代育成支援対策行動計画推進会議</u>	<u>大東市次世代育成支援対策行動計画についての調査審議に関する事務</u>	<u>15人以内</u>
教育委員会	大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会	本市が設置する小学校および中学校（以下「小・中学校」という。）で使用する教科用図書の選定についての審議に関する事務	6人以内

議案第21号

大東市基金条例 新旧対照表

新	
(設置)	
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる基金(以下「基金」という。)を、それぞれ同表の右欄に掲げる目的のために設置する。	
名 称	目 的
大東市庁舎整備基金	庁舎の建設および大規模な改修事業等に要する資金を積み立てること。
<u>大東市魅力づくり基金</u>	<u>魅力あるまちづくりの推進に要する資金を積み立てること。</u>
2 ～ 4 (略)	
第2条 ～ 第7条 (略)	

主要改正点

- ・大東市魅力づくり基金を設置したこと。

旧	
(設置)	
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる基金(以下「基金」という。)を、それぞれ同表の右欄に掲げる目的のために設置する。	
名 称	目 的
大東市庁舎整備基金	庁舎の建設および大規模な改修事業等に要する資金を積み立てること。
2 ～ 4 (略)	
第2条 ～ 第7条 (略)	

議案第22号

大東市手数料条例 新旧対照表

新		
本則 (略)		
別表 (第2条関係)		
区	分	手数料の額
13 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。) に基づくもの	法第19条第1項の規定による登録	1件につき 3,400円
	法第19条第5項の規定による登録の更新	1件につき 3,400円
	法第19条第6項の規定による登録票の再交付	1件につき 3,400円
18 <u>介護保険法</u> (平成9年法律第123号) に基づくもの	<u>介護保険法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定 (同条第10項の規定により当該指定があったものとみなされるものを除く。)</u> の申請 (以下この項にお	1件につき <u>30,000円</u>

主要改正点

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、同法の名称を変更したこと。
- ・介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者の指定の申請および指定の更新の申請に関する事項を追加したこと。

旧		
本則 (略)		
別表 (第2条関係)		
区	分	手数料の額
13 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。) に基づくもの	法第19条第1項の規定による登録	1件につき 3,400円
	法第19条第5項の規定による登録の更新	1件につき 3,400円
	法第19条第6項の規定による登録票の再交付	1件につき 3,400円

新

<u>介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請</u>	<u>1件につき</u> <u>10,000円</u>
<u>指定地域密着型サービス事業者の指定の申請および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請を同時に行う場合</u>	<u>1件につき</u> <u>35,000円</u>
<u>指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合</u>	<u>1件につき</u> <u>10,000円</u>

備考 (略)

旧

備考 (略)

議案第23号

大東市行政手続条例

大東市市税条例

新旧対照表

大東市国民健康保険税条例

主要改正点

- ・行政指導の中止等の求め、処分等の求め等について規定したこと。

新

(大東市行政手続条例)

目次

第1章 ～ 第3章 (略)

第4章 行政指導(第30条-第34条の2)

第4章の2 処分等の求め(第34条の3)

第5章 ～ 第6章 (略)

付則

第1条 (略)

(定義)

第2条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

(4) (略)

(5) (略)

ア 事実上の行為および事実上の行為を行うに当たり、その範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分

イ ～ エ (略)

(6) ～ (8) (略)

(適用除外)

旧

目次

第1章 ～ 第3章 (略)

第4章 行政指導(第30条-第34条)

第5章 ～ 第6章 (略)

付則

第1条 (略)

(定義)

第2条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為をいう。

(4) (略)

(5) (略)

ア 事実上の行為および事実上の行為を行うにあたり、その範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分

イ ～ エ (略)

(6) ～ (8) (略)

(適用除外)

新

第3条 次に掲げる処分および行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1) ～ (7) (略)

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、または発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律または条例上直接に与えられた職員によって行われる処分および行政指導

(9) ～ (10) (略)

第4条 (略)

(審査基準)

第5条 (略)

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らして、できるだけ具体的なものとしなければならない。

3 (略)

第6条 ～ 第11条 (略)

(処分の基準)

第12条 (略)

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らして、できるだけ具体的なものとしなければならない。

第13条 ～ 第14条 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の相手方となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) ～ (4) (略)

2 ～ 3 (略)

第16条 ～ 第32条 (略)

旧

第3条 次に掲げる処分および行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1) ～ (7) (略)

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、または発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律または条例上直接に与えられた職員によって行われる処分および行政指導

(9) ～ (10) (略)

第4条 (略)

(審査基準)

第5条 (略)

2 行政庁は、審査基準を定めるにあたっては、当該許認可等の性質に照らして、できるだけ具体的なものとしなければならない。

3 (略)

第6条 ～ 第11条 (略)

(処分の基準)

第12条 (略)

2 行政庁は、処分基準を定めるにあたっては、当該不利益処分の性質に照らして、できるだけ具体的なものとしなければならない。

第13条 ～ 第14条 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うにあたっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の相手方となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) ～ (4) (略)

2 ～ 3 (略)

第16条 ～ 第32条 (略)

新

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導を行う際に、市の機関が許認可等を行う権限または許認可等に基づく処分を行う権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭で行われた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上の特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 (略)

第34条 (略)

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導を行った市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経て行われたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行わなければならない。

(1) 申出を行う者の氏名または名称および住所または居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律または条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

旧

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2 行政指導が口頭で行われた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上の特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 (略)

第34条 (略)

新

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のために行われるべき処分（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。）または行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）が行われていないと思料するときは、当該処分を行う権限を有する行政庁または当該行政指導を行う権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導を行うことを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行わなければならない。

(1) 申出を行う者の氏名または名称および住所または居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分または行政指導の内容

(4) 当該処分または行政指導の根拠となる法令の条項

(5) 当該処分または行政指導が行われるべきであると思料する理由

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該行政庁または市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導を行わなければならない。

第35条 ～ 第37条 （略）

旧

第35条 ～ 第37条 （略）

新

(大東市市税条例)

第1条 ～ 第3条 (略)

(大東市行政手続条例の適用除外)

第4条 (略)

2 大東市行政手続条例第3条、第4条または第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、または納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項および第34条の規定は、適用しない。

第5条 ～ 第145条 (略)

(大東市国民健康保険税条例)

第1条 ～ 第25条 (略)

(大東市行政手続条例の適用除外)

第26条 (略)

2 大東市行政手続条例第3条、第4条または第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、または納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項および第34条の規定は、適用しない。

第27条 (略)

旧

第1条 ～ 第3条 (略)

(大東市行政手続条例の適用除外)

第4条 (略)

2 大東市行政手続条例第3条、第4条または第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、または納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第2項および第34条の規定は、適用しない。

第5条 ～ 第145条 (略)

第1条 ～ 第25条 (略)

(大東市行政手続条例の適用除外)

第26条 (略)

2 大東市行政手続条例第3条、第4条または第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、または納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第2項および第34条の規定は、適用しない。

第27条 (略)

議案第24号

大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例
 大東市教育長の給与等に関する条例
 職務に専念する義務の特例に関する条例

新	
(大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例)	
本則 (略)	
別表第1 (第2条関係)	
執行機関としての委員会等の委員の報酬の額	
区分	報酬の額
<u>教育委員会委員</u>	<u>月額 96,000円</u>
別表第2 ~ 別表第5 (略)	

主要改正点

- ・大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例にあつては、教育委員会の委員長の報酬に係る規定を削除したこと。
- ・大東市教育長の給与等に関する条例にあつては、教育長の退職手当の額を変更し、教育長の職務専念義務の特例について規定したこと。

新旧対照表

旧	
本則 (略)	
別表第1 (第2条関係)	
執行機関としての委員会等の委員の報酬の額	
区分	報酬の額
<u>教育委員会委員長</u>	<u>月額 117,000円</u>
<u>教育委員会委員(教育長の職を兼ねる委員を除く。)</u>	<u>月額 96,000円</u>
別表第2 ~ 別表第5 (略)	

新

(大東市教育長の給与等に関する条例)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づく大東市の教育長（以下「教育長」という。）の給与、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づく教育長の職務専念義務の特例および教育長の勤務時間等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 ～ 第4条 （略）

第5条 教育長が退職した場合の退職手当については、大東市長等の退職手当に関する条例（平成7年条例第30号）の規定を準用する。この場合において、同条例中「副市長」とあるのは「教育長」と、「100分の30」とあるのは「100分の25」と、「48月」とあるのは「36月」と読み替えるものとする。

(支給方法)

第6条 教育長の給与の支給方法は、一般職の常勤職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長またはその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、市長が定める場合

旧

(目的)

第1条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、大東市教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の給与および勤務について必要な事項を定めるものとする。

第2条 ～ 第4条 （略）

第5条 教育長が退職した場合の退職手当については、大東市長等の退職手当に関する条例（平成7年条例第30号。以下この条において「市長等退職手当条例」という。）の規定を準用する。この場合において、同条例中「副市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定の適用については、市長等退職手当条例中「100分の30」とあるのは「100分の25」と読み替えるものとする。

(旅費)

第6条 教育長の旅費の額は、特別職の職員の例による。

(支給方法)

第7条 教育長の給与および旅費の支給方法は、一般職の常勤職員の例による。

新

(勤務時間等)

第8条 教育長の勤務時間等は、一般職の常勤職員の例による。

(職務に専念する義務の特例に関する条例)

大東市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、一般職の職員の職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 一般職の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者またはその委任を受けたものの承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) ～ (3) (略)

旧

(勤務時間その他の勤務条件)

第8条 教育長の勤務時間およびその他の勤務条件については、一般職の常勤職員の例による。

職務に専念する義務の特例に関する条例

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者またはその委任を受けたものの承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることのできる。

(1) ～ (3) (略)

議案第25号

大東市立総合文化センター条例

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例 新旧対照表

大東市立図書館条例

新						
(大東市立総合文化センター条例)						
本則 (略)						
別表 (第13条、第21条、第28条関係)						
使 用 料						
(単位 円)						
施設の種類等	使用時間		午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
駐 車 場	1 時 間 未 満		無 料			
	<u>1 時間を超える30分ごと</u>		<u>100 (1日 (午前0時から午後12時まで) 当たり1,000円を限度とする。)</u>			
付 属 設 備 等	別に委員会が定める額					
備考 (略)						

主要改正点

- ・駐車場の使用料または利用料金について、1日当たりの上限額を規定したこと。

旧						
(大東市立総合文化センター条例)						
本則 (略)						
別表 (第13条、第21条、第28条関係)						
使 用 料						
(単位 円)						
施設の種類等	使用時間		午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
駐 車 場	1 時 間 未 満		無 料			
	<u>1 時間を超える30分ごと</u>		<u>100</u>			
付 属 設 備 等	別に委員会が定める額					
備考 (略)						

新

(大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例)

第1条 ～ 第21条 (略)

(利用料金)

第22条 (略)

2 前項に規定する利用料金を納付する場合において、使用者が別表第2に規定する場合に該当するときは、別表第1に定める利用料金（付属設備および照明の利用料金を除く。）に別表第2に定める施設の区分に応じた割合を乗じて算出した金額または加算金額を当該利用料金に加算する。この場合において、該当する項目が複数発生するときは、当該算出した金額または加算金額をすべて合算した金額を当該利用料金に加算するものとする。

第23条 ～ 第29条 (略)

(規定の準用)

第30条 グラウンドについて、第16条から第27条までの規定を準用する。この場合において、第16条第1項および第17条第1項中「体育館施設等」とあるのは「グラウンド施設等」と、第18条中「体育館」とあるのは「グラウンド」と、第19条第2号、第21条第1項および第2項、第22条第1項、第25条ならびに第27条第1項および第2項中「体育館施設等」とあるのは「グラウンド施設等」と読み替えるものとする。

第31条 ～ 第34条 (略)

(規定の準用)

第35条 ふれあいルームについて、第16条から第27条まで（第16条第2項および第18条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第16条第1項、第17条第1項、第19条第2号、第21条第1項および第2項、第22条第1項、第25条ならびに第27条第1項および第2項中「体育館施設等」とあるのは「ふれあいルーム施設等」と読み替えるものとする。

旧

第1条 ～ 第21条 (略)

(利用料金)

第22条 (略)

2 前項に規定する利用料金を納付する場合において、使用者が別表第2に規定する場合に該当するときは、別表第1に定める使用区分に係る利用料金に別表第2に定める施設の区分に応じた割合を乗じて算出した金額または加算金額を当該利用料金に加算する。この場合において、該当する項目が複数発生するときは、当該算出した金額または加算金額をすべて合算した金額を当該利用料金に加算するものとする。

第23条 ～ 第29条 (略)

(規定の準用)

第30条 グラウンドについて、第16条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「体育館施設等」とあるのは「グラウンド施設等」と、「体育館」とあるのは「グラウンド」と読み替えるものとする。

第31条 ～ 第34条 (略)

(規定の準用)

第35条 ふれあいルームについて、第16条から第27条まで（第16条第2項および第18条を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「体育館施設等」とあるのは「ふれあいルーム施設等」と読み替えるものとする。

新

第36条 ～ 第37条 (略)

別表第1 (第7条、第16条、第22条、第31条、第32条、第36条関係)

(1) ～ (3) (略)

(4) 駐車場

使用時間	利用料金 (1台につき)
1時間未満	無料
<u>1時間を超える30分ごと</u>	<u>100円 (1日 (午前0時から午後12時まで) 当たり1,000円を限度とする。)</u>

(大東市立図書館条例)

第1条 ～ 第6条 (略)

(使用料)

第7条 (略)

使用時間	使用料の額 (1台につき)
1時間未満	無料
<u>1時間を超える30分ごと</u>	<u>100円 (1日 (午前0時から午後12時まで) 当たり1,000円を限度とする。)</u>

旧

第36条 ～ 第37条 (略)

別表第1 (第7条、第16条、第22条、第31条、第32条、第36条関係)

(1) ～ (3) (略)

(4) 駐車場

使用時間	利用料金 (1台につき)
1時間未満	無料
<u>1時間を超える30分ごとに</u>	<u>100円</u>

第1条 ～ 第6条 (略)

(使用料)

第7条 (略)

使用時間	使用料の額 (1台につき)
1時間未満	無料
<u>1時間を超える30分ごとに</u>	<u>100円</u>

新

2 (略)

第8条 ~ 第12条 (略)

旧

2 (略)

第8条 ~ 第12条 (略)

議案第26号

大東市子ども・子育て会議条例 新旧対照表

新
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第77条第1項各号に掲げる事務等について調査審議等をするため</u> 、大東市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。
(所掌事務) 第2条 (略) (1) ～ (2) (略) <u>(3) 次世代育成支援対策に関する事項</u>
(委員) 第3条 (略) 2 (略) (1) 子ども・子育て支援および <u>次世代育成支援</u> に関し学識経験のある者 (2) ～ (3) (略) (4) 子ども・子育て支援または <u>次世代育成支援</u> に関する事業に従事する者 (5) (略) 3 (略)
第4条 ～ 第7条 (略) (庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>福祉・子ども部</u> において行う。 第9条 (略)

主要改正点

- ・大東市子ども・子育て会議の所掌事務に次世代育成支援対策に関する事項を加えたこと。

旧
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第77条第1項の規定に基づき</u> 、大東市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。
(所掌事務) 第2条 (略) (1) ～ (2) (略)
(委員) 第3条 (略) 2 (略) (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 (2) ～ (3) (略) (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (5) (略) 3 (略)
第4条 ～ 第7条 (略) (庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>福祉・子ども部子ども支援課</u> において行う。 第9条 (略)

大東市立幼稚園条例 新旧対照表

新
<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(入園資格)</p> <p>第4条 幼稚園に入園することのできる者は、本市に保護者とともに<u>居住する</u>小学校就学前1年および2年の<u>支給認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。)</u>とする。</p> <p>(入園許可)</p> <p>第5条 幼稚園に入園しようとする<u>支給認定子ども</u>の保護者は、本市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、<u>支給認定子ども</u>の保育上または管理上不相当と認めるときは、入園を許可しないことができる。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(保育料等)</p> <p>第7条 幼稚園の保育料、通園バス使用料および預かり保育料(以下「保育料等」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>保育料 子ども・子育て支援法第27条第3項第2号ならびに第28条第2項第1号および第3号に規定する政令で定める額を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して委員会が規則で定める額</u></p> <p>(2) (略)</p>

主要改正点

- ・大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定に伴い必要となる条文中の文言を整理したこと。

旧				
<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(入園資格)</p> <p>第4条 幼稚園に入園することのできる者は、本市に保護者とともに<u>居住する者</u>で小学校就学前1年および2年の<u>幼児</u>とする。</p> <p>(入園許可)</p> <p>第5条 幼稚園に入園しようとする<u>幼児</u>の保護者は、本市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、<u>幼児</u>の保育上または管理上不相当と認めるときは、入園を許可しないことができる。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(保育料等)</p> <p>第7条 幼稚園の<u>入園金</u>、保育料、通園バス使用料および預かり保育料(以下「保育料等」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>入園金 園児1人につき5,000円</u></p> <p>(2) <u>保育料 園児1人につき次表に掲げる額</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4歳児</u></td> <td style="text-align: center;"><u>月額 8,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5歳児</u></td> <td style="text-align: center;"><u>月額 7,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p>	<u>4歳児</u>	<u>月額 8,000円</u>	<u>5歳児</u>	<u>月額 7,000円</u>
<u>4歳児</u>	<u>月額 8,000円</u>			
<u>5歳児</u>	<u>月額 7,000円</u>			

新

(3) (略)

(保育料等の納入)

第8条 (略)

2 既納の保育料等は、返還しないものとする。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、保育料等の全部または一部を返還することができる。

(保育料の減免)

第9条 委員会は、特別の事由があると認めるときは、保育料の全部または一部を免除することができる。

第10条 ～ 第11条 (略)

旧

(4) (略)

2 既納の保育料等は、これを返還しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(保育料等の納入)

第8条 (略)

(入園金または保育料の減免)

第9条 委員会が別に定める者については、入園金または保育料を減免することができる。

第10条 ～ 第11条 (略)

議案第28号

大東市立子ども発達支援センター条例

大東市立幼児発達支援教室条例

新旧対照表

新

(大東市立子ども発達支援センター条例)

第1条 (略)

(名称および位置)

第2条 (略)

(1) (略)

(2) 位置 大東市北条一丁目16番16号

第3条 ~ 第5条 (略)

(収容人員)

第6条 (略)

(1) 知的障害児 40名

(2) (略)

第7条 (略)

(費用負担)

第8条 センターの利用に要する費用は、法その他法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額および給食等に要する実費とする。

2 (略)

第9条 (略)

旧

第1条 (略)

(名称および位置)

第2条 (略)

(1) (略)

(2) 位置 大東市泉町一丁目3番3号

第3条 ~ 第5条 (略)

(収容人員)

第6条 (略)

(1) 知的障害児 30名

(2) (略)

第7条 (略)

(費用負担)

第8条 療育センターの利用に要する費用は、法その他法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額および給食等に要する実費とする。

2 (略)

第9条 (略)

主要改正点

- ・大東市立子ども発達支援センターおよび大東市立幼児発達支援教室の位置を変更したこと。
- ・大東市立子ども発達支援センターの知的障害児に係る収容人員を変更したこと。

新

(大東市立幼児発達支援教室条例)

第1条 (略)

(名称および位置)

第2条 (略)

(1) (略)

(2) 位置 大東市北条一丁目16番16号

第3条 ~ 第8条 (略)

旧

第1条 (略)

(名称および位置)

第2条 (略)

(1) (略)

(2) 位置 大東市泉町一丁目3番3号

第3条 ~ 第8条 (略)

大東市介護保険条例 新旧対照表

新
<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 34,920円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 52,380円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 52,380円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 62,856円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 69,840円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 83,808円</u></p> <p>ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に</u></p>

主要改正点

- ・平成27年度から平成29年度までの介護保険料について規定したこと。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る猶予措置について規定したこと。

旧
<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 29,880円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 29,880円</u></p> <p>(3) <u>令附則第16条第1項および第2項（同条第3項および第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する者 41,832円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者（前号に該当する者を除く。） 44,820円</u></p> <p>(5) <u>令附則第17条第1項および第2項（同条第3項および第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する者 53,784円</u></p> <p>(6) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者（前号に該当する者を除く。） 59,760円</u></p>

新

関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護または支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イまたは第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 90,792円

ア 合計所得金額が1,200,000円以上1,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イまたは第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 104,760円

ア 合計所得金額が1,900,000円以上2,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額

旧

(7) 次のいずれかに該当する者 71,712円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,250,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護または支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イまたは第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 74,700円

ア 合計所得金額が1,250,000円以上1,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額

新

を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イまたは第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 118,728円

ア 合計所得金額が2,900,000円以上4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イまたは第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 125,712円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。） または次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 139,680円

ア 合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。） に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 153,648円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度および平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,428円とする。

第5条（略）

旧

を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イまたは第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 89,640円

ア 合計所得金額が1,900,000円以上4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。） または次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 101,592円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上7,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。） に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 119,520円

第5条（略）

新

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および(1)に係る者を除く。)、ロもしくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロまたは第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

第7条 ～ 第21条 (略)

付 則

第1条 ～ 第5条 (略)

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第6条 法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防および生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定により、平成27年4月1日から市長が別に定める日までの間に行わず、当該市長が別に定める日の翌日から行うものとする。

旧

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および(1)に係る者を除く。)、ロおよびハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロならびに第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

第7条 ～ 第21条 (略)

付 則

第1条 ～ 第5条 (略)

大東市国民健康保険税条例 新旧対照表

新
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>160,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>140,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>140,000円</u>とする。</p> <p>第3条 ～ 第22条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>160,000円</u>を超える場合には、<u>160,000円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>140,000円</u>を超える場合には、<u>140,000円</u>）の合</p>

主要改正点

- ・後期高齢者支援金および介護納付金の賦課限度額を変更したこと。

旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>140,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>140,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>120,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>120,000円</u>とする。</p> <p>第3条 ～ 第22条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>140,000円</u>を超える場合には、<u>140,000円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>120,000円</u>を超える場合には、<u>120,000円</u>）の合</p>

新

算額とする。

(1) ～ (3) (略)

第23条の2 ～ 第27条 (略)

旧

算額とする。

(1) ～ (3) (略)

第23条の2 ～ 第27条 (略)

